

強化費の配分に関する細則

川口市野球連盟規約（以下、「規約」という。）第40条の規定により、「強化費の配分に関する細則（以下、「本細則」という。）」を定めるものである。

（趣旨）

第1条 本細則は、規約第2章第3条の規定及び規約第2章第4条の規定に基づき、加盟チーム等の強化を図るため、その詳細を明確にするものである。

（原資）

第2条 強化費の原資は、公益財団法人川口市スポーツ協会から配分される特別強化費及び本連盟本部会計で予算化したものとする。

（配分率）

第3条 配分率は、原資の額に関らず、次のとおりの配分率等で対象チーム等へ配分する。なお、割合に応じ配分額を決定するが、それぞれ10,000円未満は切捨てとし、切捨てた残金は、特別強化チームに配分するものとする。

1. 埼玉県A級各チーム（市内S級） 13%（下限額の目安は100,000円とする。）
2. ジュニア育成（高校生） 5%（下限額の目安は30,000円とする。）
3. ジュニア育成（中学生） 5%（下限額の目安は20,000円とする。）
4. ジュニア育成（小学生） 13%（下限額の目安は100,000円とする。）
5. ジュニア育成（小学生女子） 5%（下限額の目安は20,000円とする。）
6. 埼玉県B級チーム（市内A級） 5%（下限額の目安は30,000円とする。）
7. 特別強化チーム ※1～6配分後の残金を充てる。

（配分手続き）

第4条 強化費配分額が決定後、受領・報告書に関わる説明会を開催し配分する。なお、現金は、各団体の代表者が受領し、領収書を提出する。

（書類の提出）

第5条 配分された特別強化費に基づく事業が完了次第、理事長に関係書類を提出する。なお、添付する領収書等関係資料は、すべて原本を提出する。
提出期限は、毎年3月15日とする。なお、提出期限を著しく遅滞した場合は、翌年度からの配分を減率・減額する。

（附則）

第6条 本細則は、平成22年1月31日に改正する。

第7条 本細則は、平成25年1月27日に改正する。

第8条 本細則は、平成26年1月26日に改正する。

第9条 本細則は、平成28年1月24日に改正する。

第10条 本細則は、平成30年1月21日に改正する。

第11条 本細則は、令和2年1月26日に改正する。